

介護保険事業計画 作成委員会発足

市では、昨年の十二月十日に、「介護保険事業計画作成委員会」を発足させ、委嘱状交付の後、第一回委員会を開催しました。

この委員会は、介護保険事業計画の作成および都留市老人保健福祉計画の見直しにあたり、幅広く専門家や市民の声を反映させるために組織されたもので、平成十二年三月までの間、市の保健・医療・福祉について話し合いを重ねていきます。構成メンバーは次の方々です。(順不同、敬称略)

川上 則道 (都留文科大学教授)
矢嶋 昭治 (都留市社会福祉協議会)
相澤 節子 (都留市民生委員児童委員協議会)
功刀 融 (都留医師会)
米山 泰雄 (都留市歯科医師会)
勝俣 光子 (都留市身体障害者福祉会)
遠山 一志 (特別養護老人ホーム「ふゆがき荘」)
天野 雄次 (老人保健施設「つる」)
渡辺 久子 (都留市ボランティア連絡会)
御園 久子 (公募)
奥秋くに子 (公募)
板倉 京子 (介護者代表)

介護保険事業などに対してご意見がございましたら、お近くの委員の方にもお話しください。

介護保険 Q & A

Q 要介護認定の申請手続きはどのようにするのですか？

A 申請は本人のほか家族でもできます。また、民生委員に委任することも可能とされています。

申請窓口は市町村の介護保険担当ですが、特別養護老人ホームなどに入所されている方は、施設の職員が代行してくれます。

Q 認定される前に緊急に介護サービスを受ける必要がありますか？

A 介護認定の結果は、市町村から文書で通知されますが、申請してから認定通知が届くまでに約一カ月かかります。緊急の場合は、申請日から必要なサービスを利用できますが、利用料は全額自分で立て替えて、認定後に介護保険から払い戻しを受けることになります。

Q 認定を受ければずっとサービスを利用できるのですか？

A 介護を必要とされる方の心身の状態は、変化することがあります。ですから、一度要介護認定を受けても定期的に再認定を受ける必要があります。

現在の案では半年ごとに一回とされています。

地域振興券発行せまる

国において、緊急経済対策の一つの柱として、地域経済活性化のため地域振興券交付事業が実施されることとなりました。

この事業は、各市町村が実施主体となり実施され、「都留市」においても、地域振興券の発行時期を三月中旬を目処に、現在準備を進めています。

交付対象者

1月1日(基準日)現在でAからDのいずれかに該当する者

A 15歳以下の児童がいる世帯の世帯主

▼住民基本台帳に記載された市民で、15歳以下の者の属する世帯の世帯主
▼外国人登録法第4条第1項に規定する永住者または特別永住者で、15歳以下の者の属する世帯の世帯主

B 老齢福祉年金の受給者など
(15歳以下の者を除く)

▼基準日における同月分の老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、母子年金準母子年金または

遺児年金、児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当などの受給者(一部、非課税要件あり)
▼前述の該当者を除いた生活保護の非保護者、社会福祉施設への措置入所者など

C 平成10年度分の市民税(所得割)非課税者

▼65歳以上で、かつ、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要としている者(基準日において継続して三カ月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している者を除く)

D 平成10年度分の個人の市民税非課税である65歳以上の者

▼本人が、外の者の平成10年度分の市区町村税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族とな

っている場合は、当該の者に平成10年度分の市町村民税が課されなかった場合に限る

65歳以上の者については、既に実施している臨時福祉特別給付金の交付対象者と概ね一致します。

特定事業者の募集・登録

地域振興券を取り扱う民間業者(特定事業者)については地域・業種などを決定し、特定事業者の募集要項を作成し一月中には募集を開始します。

地域振興券については、詳細を2月号広報で改めて掲載しますので、ご覧ください。

問合せ 政策形成課